

## 高知大学地域協働学部入学・卒業判定等に関する委員会規則

平成 27 年 3 月 25 日  
規 則 第 147 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学地域協働学部教授会規則第 9 条第 1 項の規定に基づき設置する高知大学地域協働学部入学・卒業判定等に関する委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第 2 項の規定に基づき必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 地域協働学部専任教員から選出された者 6 人

2 前項第 2 号に掲げる委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 2 号の委員の任期は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(招集及び議長)

第 4 条 委員会は、学部長が必要と認めたときに招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故あるときは、学部長の指名する者がこれを代行する。

(審議事項)

第 5 条 委員会は、次の事項を審議し、地域協働学部教授会に報告する。

- (1) 学生の入学判定
- (2) 編入学判定
- (3) 再入学の判定
- (4) 留学生等特別聴講学生の受入れ
- (5) 転学部の判定
- (6) 成績優秀者の認定
- (7) 卒業判定

(議題の通知及び議案の提出)

第 6 条 委員会の議題は、学部長が開会前にこれを通知しなければならない。ただし、緊

急やむを得ない場合は、議題の通知を省略することができる。

(成立及び議決)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。